

理事の職務権限に関する規程

特定非営利活動法人ヒミツキチ

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この規程は、特定非営利活動法人ヒミツキチ（以下「当法人」という。）の理事の職務権限を定め、業務の適法かつ効率的な執行を図ることを目的とする。

(法令等の順守)

第 2 条 理事は、法令、定款及び当法人が定める規範、規程等を順守し、誠実に職務を遂行し、協力して、定款に定める当法人の目的の遂行に寄与しなければならない。

第 2 章 理事の職務権限

(理事)

第 3 条 理事は、理事会を構成し、法令及び定款の定めるところにより職務を執行する。

(理事長)

第 4 条 理事長は、当法人を代表し、業務を総理する。

(副理事長)

第 5 条 副理事長の職務権限は、法令、当法人の定款に掲げるもののほか、次のとおりとする。

(1) 理事長を補佐し、当法人の業務を執行する。また、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

第 3 章 補則

(細則)

第 6 条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に必要な事項は、理事会の決議により別に定めることができる。

(改廃)

第 7 条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

附則

1、この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。(令和 4 年 2 月 18 日理事会決議)

2、この規程は、令和5年12月20日に一部改訂し、令和6年1月1日より施行する。